

預金残高1万円未満の口座解約手続きにおける お届け印の押印不要について

平素より、水島信用金庫をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

当金庫では、お客さまの利便性向上のため、2022年4月1日(金)より、下記のとおり、預金残高1万円未満の口座解約手続きにおいて、ご通帳および顔写真付本人確認書類のご提示により、お届け印の押印を不要とし、ご本人さまの署名のみで解約できるよう手続きを簡素化いたします。

また、これに伴い、預金規定の改正を行いますので、併せてお知らせいたします。なお、改定後の規定は本規定前よりお取引されているお客さまにも適用させていただきます。

記

1. 預金残高1万円未満の口座解約手続きにおけるお届け印の押印不要について

取引開始日	・2022年4月1日
対象となるお客さま	・個人のお客さま、個人事業主のお客さま
対象となる預金種類	・普通預金(決済用普通預金、総合口座、通帳レス口座を含む。) ・貯蓄預金 ・納税準備預金 ※総合口座の場合は定期預金の利用がないこと。 ※お取引の内容により一部対象とならない場合がございます。
対象となる要件	・当該預金残高が1万円未満の場合 ・口座名義人ご本人が手続きを行う場合
ご持参・ご提示 いただくもの	・ご通帳、キャッシュカード(発行されている場合) ・顔写真付本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカード等)
注意事項	・ご通帳、キャッシュカード(発行されている場合)を紛失されている場合は、別途お手続きが必要となります。その際、お届け印が必要となりますのでご注意ください。

2. 改定する預金規定

下記のとおり普通預金規定を改正します。また、貯蓄預金規定、納税準備預金規定についても同様に改正いたします。

改定前(旧)	改定後(新)
<p>8. (解約等)</p> <p>(1)この預金を解約する場合には、<u>通帳および届出の印章を持参のうえ、当店に申出てください。</u></p> <p>新設 (2)～(4)</p> <p>(2)省略</p> <p>(3)省略</p> <p>(4)省略</p>	<p>8. (解約等)</p> <p>(1)この預金口座を解約する場合には、<u>当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに当店に提出してください。</u></p> <p>(2)<u>前項の解約手続きに加え、当該預金の解約を受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続きを求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約を行いません。</u></p> <p>(3)<u>第1項における記名押印は、個人である預金者本人による手続きの場合に限り、当金庫が認めたときは、届出の印章の押印を受けず本人の署名をもってこれに替えることができます。</u></p> <p>(4)<u>前項により届出の印章の押印を受けなかった場合においても、払戻請求書が本人によって作成されたことを本人確認書類の提示を受けることにより相当の注意を持って確認し、本人による請求に相違ないものと認めて取り扱いましたうえは、これらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任をおいしません。</u></p> <p>(5)省略</p> <p>(6)省略</p> <p>(7)省略</p>

(下線部分が改正箇所)

以上